

石綿建材除去作業を行う皆様へ

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」では、廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着しているものについて、「廃石綿等」（特別管理産業廃棄物）又は石綿含有産業廃棄物（産業廃棄物）として、処理基準に従い適正かつ確実な処理が定められていますので順守してください。

また、前年度の産業廃棄物管理票（マニフェスト）の交付状況を集計し、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を千葉県環境生活部廃棄物指導課に必ず提出してください。（工事現場が千葉市、船橋市又は柏市の区域にある場合は、それぞれの市役所になります。）

【廃石綿等】（特別管理産業廃棄物）

○ 石綿建材除去事業に係るもの（建築物その他の工作物に用いられる材料）

- ① 吹き付け石綿
- ② 石綿保温材、けいそう土保温材、パーライト保温材
- ③ 人の接触、気流及び振動等により石綿が飛散するおそれのある保温材、断熱材、耐火被覆材
- ④ 除去事業に用いたプラスチックシート、防じんマスク、作業衣等石綿が付着しているおそれのある用具・器具

【石綿含有産業廃棄物】（産業廃棄物）

- 工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた産業廃棄物であって、石綿をその重量の0.1%を超えて含有するもの（廃石綿等を除く。）
- ① 「工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物」（がれき類）
 - ② ガラスくず、コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じた物を除く。）、陶磁器くず
 - ③ 廃プラスチック類
 - ④ 繊維くず、その他の産業廃棄物

【主な事業者の義務等】

- 1 「特別管理産業廃棄物保管基準」又は「産業廃棄物保管基準」に従い保管する。
- 2 「特別管理産業廃棄物又は産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準」に従い処理する。
- 3 運搬又は処分を他人に委託する場合には、都道府県知事の許可を受けた「特別管理産業廃棄物の収集運搬業者若しくは処分業者」又は「産業廃棄物の収集運搬業者若しくは産業廃棄物処分業者」に、「運搬又は処分等の委託基準」に従い委託する。
- 4 帳簿を備え、「廃石綿等」又は「石綿含有産業廃棄物（産業廃棄物処理施設設置者に限る。）」の処理の内容を記載し、1年ごとに閉鎖したものを5年間保存する。
- 5 運搬又は処分を他人に委託する場合には、産業廃棄物管理票（マニフェスト伝票）の交付、運搬又は処理の確認、マニフェスト伝票は5年間保存する。
- 6 「廃石綿等」が発生する工事現場ごとに、資格を有する「特別管理産業廃棄物管理責任者」を置く。
- 7 毎年6月30日までに、その年の3月31日以前の一年間における産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処理に関し、「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」を知事に提出する。

千葉県環境生活部廃棄物指導課指導企画班

電話 043-223-2757

FAX 043-221-5789

[詳しい問い合わせは、裏面の所轄機関へお願いします。]

■産業廃棄物についてのお問い合わせ先

1. 千葉県（千葉市、船橋市、柏市を除く）

(1) 県庁（全般的な事項及び市原市）

名 称		電 話	ホームページアドレス
千葉県環境生活部 循環型社会推進課	環境保全活動推進班 (多量排出事業者処理計画等)	043-223-2760	http://www.pref.chiba.lg.jp/shigen/index.html
千葉県環境生活部 廃棄物指導課	指導企画班 (管理票交付等状況報告,PCB等)	043-223-2757	http://www.pref.chiba.lg.jp/haishi/index.html
	産業廃棄物指導室(収集運搬業)	043-223-2654	
	産業廃棄物指導室(処分業)	043-223-2655	
	監視指導室(行政処分)	043-223-2683	
	監視指導室(不適正事案)	043-223-3801	

①循環型社会推進課・・・多量排出等に関すること。②廃棄物指導課・・・①以外の事務に関すること。

(2) 地域振興事務所

管轄する市町村	名 称	所 在 地	電 話
市川市、習志野市、八千代市、 浦安市	葛南地域振興事務所 地域環境保全課	〒273-8560	047-424-8093
		船橋市本町1-3-17エイス7階	
松戸市、野田市、流山市、 我孫子市、鎌ヶ谷市	東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課	〒271-8560	047-361-2119
		松戸市小根本7	
佐倉市、成田市、四街道市、 八街市、印西市、白井市、 富里市、栄町、酒々井町	印旛地域振興事務所 地域環境保全課	〒285-8503	043-483-1138
		佐倉市鎗木仲田町8-1	
香取市、神崎町、多古町、 東庄町	香取地域振興事務所 地域環境保全課	〒287-8502	0478-54-7505
		香取市北3-1-3	
銚子市、旭市、匝瑳市	海匝地域振興事務所 地域環境保全課	〒289-2504	0479-64-2825
		旭市ニ1997-1	
東金市、山武市、大網白里市、 九十九里町、横芝光町、 芝山町	山武地域振興事務所 地域環境保全課	〒283-0006	0475-55-3862
		東金市東新宿1-11	
茂原市、一宮町、白子町、 長柄町、長南町、睦沢町、 長生村	長生地域振興事務所 地域環境保全課	〒297-8533	0475-26-6731
		茂原市茂原1102-1	
勝浦市、いすみ市、大多喜町、 御宿町	夷隅地域振興事務所 地域環境保全課	〒298-0212	0470-82-2451
		夷隅郡大多喜町猿稻14	
館山市、鴨川市、南房総市、 鋸南町	安房地域振興事務所 地域環境保全課	〒294-0045	0470-22-8711
		館山市北条402-1	
木更津市、君津市、富津市、 袖ヶ浦市	君津地域振興事務所 地域環境保全課	〒292-8520	0438-23-2285
		木更津市貝渕3-13-34	

2. 千葉市・船橋市・柏市

名 称	所 在 地	電話番号
千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課	〒260-8722 千葉市中央区千葉港2-1	043-245-5682
船橋市環境部廃棄物指導課	〒273-8501 船橋市湊町2-10-25	047-436-3810
柏市環境部産業廃棄物対策課	〒277-8505 柏市柏5-10-1	04-7167-1696